

清涼飲料水等自動販売機設置事業者公募要項

1 概要

東松山市松山市民活動センター等（以下「市民活動センター」という。）の貸付場所に清涼飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を公募します。

設置事業者は、各市民活動センターの自動販売機ごとに、市が設定した最低制限月額貸付料を超える金額のうち最も高い月額貸付料を提示した者とし、貸付場所ごとに3年間の「市有財産賃貸借契約」を締結するものです。

2 応募資格

設置事業者を応募する者は、次の要件をすべて満たす法人とします。

- (1) 自動販売機の設置業務において、2年以上継続して管理及び運営の実績を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札に参加できないことができる事由など）に該当しない者であること。
- (3) 次の申立てがなされていない者であること。
 - ① 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更正手続開始の申立て
 - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立て
- (4) 当該法人の役員等が、次のいずれにも該当する者でなく、かつ、②及び③に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 応募内容

(1) 市民活動センターの名称及び所在地は、次のとおりです。

- | | |
|--------------|------------------|
| ① 松山市民活動センター | 東松山市松本町一丁目9番35号 |
| ② 大岡市民活動センター | 東松山市大字大谷3400番地10 |
| ③ 唐子市民活動センター | 東松山市大字下唐子1604番地4 |
| ④ 高坂市民活動センター | 東松山市大字宮鼻860番地2 |
| ⑤ 野本市民活動センター | 東松山市大字下野本610番地1 |

⑥ 高坂丘陵市民活動センター 東松山市松風台 8 番地 2

⑦ 平野市民活動センター 東松山市大字東平 567 番地 1

(2) 自動販売機の設置に関する事項及び最低制限月額貸付料は、次のとおりです。

番号	貸付場所	面積 (幅×奥行)	自動販売機の 取扱容器	【参考】 年間売上実績 (本/年)	最低制限 月額貸付料 (円-税抜)
1	松山市民活動センター ホール棟 1 階	1 m ²	缶・ペットボト ル	(R6) 2,582 本 (R7) 2,301 本	5,000 円
2	松山市民活動センター 管理棟 1 階	1 m ²	缶・ペットボト ル	(R6) 2,907 本 (R7) 2,907 本	6,000 円
3	大岡市民活動センター 1 階ホール	1 m ²	缶・ペットボト ル	(R6) 3,207 本 (R7) 3,561 本	6,000 円
4	唐子市民活動センター 1 階	1 m ²	缶・ペットボト ル	(R6) 1,901 本 (R7) 2,127 本	5,000 円
5	高坂市民活動センター 1 階	1 m ²	缶・ペットボト ル	(R6) 4,068 本 (R7) 4,229 本	7,000 円
6	野本市民活動センター 1 階	1 m ²	缶・ペットボト ル	(R6) 4,460 本 (R7) 4,114 本	6,000 円
7	高坂丘陵市民活動セン ター2 階ホール	1 m ²	缶・ペットボト ル	(R6) 3,221 本 (R7) 3,438 本	7,000 円
8	平野市民活動センター 1 階ホール	1 m ²	缶・ペットボト ル	(R6) 5,128 本 (R7) 3,890 本	7,000 円
9	平野市民活動センター 1 階玄関	1 m ²	缶・ペットボト ル	(R6) 4,958 本 (R7) 4,761 本	8,000 円

※1 貸付場所の位置は（別紙1）を参照してください。なお、各施設の開館時間は、原則として12月29日から翌年1月3日の6日間を除き、平日は、8時30分から21時30分まで、土日は8時45分から21時30分までです。

※2 貸付面積には、自動販売機の放熱余地や転倒防止金具設置部を含め、回収ボックスの設置面積は含めないでください。なお、自動販売機の高さは概ね2メートル以内となりますので、応募前に設置場所の確認を行ってください。

(3) 貸付期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日までの期間とします。

(4) 販売商品

① 販売商品は、酒類を除く清涼飲料水等とします。

② 販売商品の価格は、標準販売価格（定価）以下とします。なお、販売価格の引下げは任意とします。

(5) 自動販売機の仕様等

① 使用可能通貨

自動販売機は、次の通貨がすべて使用できること。なお、キャッシュレス決済対応機種を選定に努めてください。

ア 紙幣 千円

イ 硬貨 五百円、百円、五十円、十円

② 災害対策

ア 東松山市災害対策本部の設置時（以下「災害時」とする。）に、自動販売機内にある在庫品の無償提供が可能な機種としてください。

イ 自動販売機は、災害時に市職員が操作して、当該在庫品を無償で提供できるような機種としてください。なお、災害時における当該在庫品の提供協力に関する協定が市と設置事業者となった者で未締結の場合は、当該協定を締結してください。そのため、未締結の場合は応募にあたり東松山市危機管理防災課と当該協定の事前協議を行ってください。

③ 環境対策及び衛生対策

ア 自動販売機は、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種としてください。

イ 自動販売機は、転倒防止「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した機種及び運用にしてください。

ウ 食品衛生「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くす運用をしてください。また、商品販売に必要な営業許可を受けてください。

(6) 設置事業者の責任及び費用負担

① 月額貸付料 ※1か月未満の日数は1か月として計算します。

設置事業者が負う貸付料は、応募で提示した月額貸付料に消費税及び地方消費税（現行100分の10）に相当する額を加算した金額となります。なお、最低制限月額貸付料には自動販売機の稼働・維持管理に要する電気料金と行政財産使用料の各相当額が含まれています。

② 自動販売機等設置

設置事業者は、貸付場所への電源工事など自動販売機の設置に係るすべての責任及び費用を負うものとします。なお、応募前に設置場所の確認を行ってください。

③ 自動販売機等維持管理

ア 自動販売機及び付帯設備等の稼働・維持管理に係るすべての責任及び費用は、設置事業者が負うものとします。

イ 設置事業者は、次の事項に関する責任及び費用を負うものとします。

㊦ 商品の補充、変更、品質管理及び消費期限の確認

㊧ 売上金の回収、釣り銭の補充

㊨ 自動販売機及びその設置場所周辺の清掃

また、専門技術サービス員による自動販売機の保守を行い、その維持管理に努めるものとします。

ウ 1か月の売上金額及び売上本数に関する報告書を、自動販売機ごとに翌月15日までに東松山市へ提出してください。

エ 使用済み容器の回収ボックス設置場所は、原則として自動販売機付近とし、詳細は設置事業者と市が協議して決定するものとします。

オ 使用済み容器の回収ボックスの容量は、回収ボックスから使用済み容器があふれたり、使用済み容器が周囲に散乱しないような収用能力を十分有するものとします。

なお、使用済み容器の処理は、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）等の関係法令に基づき適切に処理してください。

カ 設置事業者は、自動販売機の故障及び販売商品の問い合わせ並びに苦情に速やかに対応するものとし、予め自動販売機に緊急時の連絡先（フリーダイヤル）を明記するものとします。

また、自動販売機に係る事故、盗難及び破損等については、設置事業者の責任において復旧処理するものとします。

④ 原状回復

契約の満了、解除等により自動販売機を撤去する場合の原状回復に係る責任及び費用は、設置事業者が負うものとし、原状回復の完了については市の確認を受けること。

⑤ その他

この要項に定めのないその他の自動販売機の運用に係るすべての責任及び費用は、設置事業者が負うものとする。

4 公募要項に関する質問

(1) 受付期間 令和8年7月8日（水）8時30分から7月10日（金）の17時15分まで

(2) 提出方法 公募質問書（様式1）を用いて電子メール又はファクスにより、次のとおり提出してください。

・件名 「（提出日・法人名）自動販売機設置に関する質問」

・送信先 電子メール HMY023@city.higashimatsuyama.lg.jp

ファクス 0493 - 34 - 3845

(3) 受付した質問の回答は、令和8年7月17日（金）までに東松山市ホームページへ掲載する予定です。

5 応募方法

(1) 期間及び方法

本公募は、各貸付場所について、最も高い月額貸付料を提示した事業者と契約を締結するものです。複数の貸付場所に応募する場合は、応募する貸付場所ごとに応募書類を作成し、まとめて提出先に提出してください。

① 受付期間 令和8年7月17日（金）から令和8年8月10日（月）の土曜日、日曜日及び祝日を除いた8時30分から17時15分まで（ただし12時から13時を除く）

② 応募方法 下記(2)提出書類の持参又は郵送（受付締切日必着）による

③ 提出先 東松山市大字宮鼻860番地2 東松山市高坂市民活動センター

(2) 提出書類

① 応募申込書（様式2） ※貸付場所ごとに1部作成

※申込書に記載する月額貸付料は、設置する自動販売機の稼働・維持管理に要する電気料金を含めた額としてください。

② 貸付場所に設置する自動販売機のカタログ ※貸付場所ごとに1部作成

③ 自動販売機設置実績報告書（様式3） ※応募者ごとに1部作成

④ 資格審査書類 ※応募者ごとに1部作成

ア 誓約書（様式4）

イ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※発行後3か月以内のもの

ウ 印鑑証明書（法人） ※発行後3か月以内のもの

エ 直近の決算年度の事業報告書（写し）

6 設置事業者の決定

(1) 応募者から提出された書類に基づき、応募資格、自動販売機の仕様及び月額貸付料などを審査し、要件を満たしている者のうち最も高い月額貸付料を提示した者を、その貸付場所の設置事業者に決定します。この場合において、提示された月額貸付料が同額の場合はくじ引きにより設置事業者を決定します。

(2) 設置事業者の決定結果については、すべての応募者へ通知します。

なお、設置事業者が辞退し、又は決定を取り消された場合には、次順位の者を設置事業者とします。

(3) 次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

① 提出書類に虚偽の記載をした場合

② 前記2応募資格に示した要件に該当しないことが判明した場合

(4) 設置事業者は市と自動販売機設置に係る事前協議を行った上で、貸付場所ごとに市有財産賃貸借契約（別紙2）を令和8年8月末日までに締結することとします。

問合せ先 東松山市 高坂市民活動センター

電話 0493（34）3730

ファクス 0493（34）3845

E-Mail HMY023@city.higashimatsuyama.lg.jp